

令和 7 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会
議事録

日時:令和 7 年 12 月 4 日(木) 14 時 00 分~15 時 30 分

会場:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階 JSPO 大会議室「スタジアム」

※オンライン併用

出席者:益子本部長、郡山副本部長、見城副本部長、萩原副本部長、生島、鹿野、松井、滝沢、安田、山本、大森、住谷、池畑、伊藤、望月、小出、蒔田、小山、工藤の各常任委員(敬称略) 計 19 名
<委任>原、杉山、行實の各常任委員(敬称略) 計 3 名
<事務局>吉原地域スポーツ推進部長(少年団担当)、永井課長(運営担当)、岩田課長(事業担当) 他少年団課課員 9 名

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会議成立。

(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)

日本スポーツ少年団設置規程第 18 条第 2 項により、益子本部長を議長として議事に入った。

■議案

1. 令和 7 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について

資料に基づき、同会議当日に予定している内容について諮り、承認。

<質問・意見等>

- ・ 関東ブロックについては、資料記載の日程で確定し、会場については調整中であるということ
で間違いないか。(松井委員)
- ・ 間違いない。(事務局)

2. 日本スポーツ少年団関係諸規程の改定について

(1) 登録認定物品(認定リボン)の取り扱い変更および規程の改定について

現物支給にかかる人的負担や費用削減のため、令和 8 年度から当該年度の登録完了を証明する「認定リボン」を廃止することについて諮り、これを承認。併せて、スポーツ少年団登録規程を改定する。

<質問・意見等>

- ・ 認定リボンの廃止については承知した。その他、団員章、指導者章等の廃止およびデジタル化を行うとの説明があったが、スケジュールを教えてください。(鹿野委員)
- ・ 現在、その他の登録認定物品についてはデジタル化が承認された段階であり、今後のスケジュールについてもこれから協議していく中で調整していく。また、現物の廃止については協議中の段階であり、各都道府県および市区町村スポーツ少年団に調査を行いながら引き続き検討する。(事務局)
- ・ デジタル化については問題ないと考えている。しかし、都道府県や市区町村スポーツ少年団が開催する大会において、団員章をユニフォームの袖等に着けることを参加条件等に定めていることがあるため、早めに周知をし、大会要項等に「団員章を身に着けること」と定めておきながら、団員章がそもそも発行されていないというような状況が起こらないように、丁寧に進

めてほしい。(伊藤委員)

- ・ 規程の改定に関して、附則の 8 に本日(令和 7 年 12 月 4 日)改定し、令和 8 年 4 月 1 日より施行すると記載があるが、常任委員会で改定が承認されれば、委員総会に付議する必要はないのか。(滝沢委員)
- ・ スポーツ少年団登録規程に関しては、第 10 条に定めている通り、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができ、委員総会に付議する必要はない。(事務局)

(2) 日本スポーツ少年団顕彰要綱および日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

事業実態に合わせた文言修正と、全ての都道府県体育協会が「スポーツ協会」へ名称変更したことに伴う表記統一を行うことについて諮り、これを承認。なお、本要綱および施行基準のほか、日本スポーツ少年団関係諸規程において、今後、軽微な文言等の修正が生じた場合の対応について、本部長一任とすることを承認。

<質問・意見等>

- ・ 他の日本スポーツ少年団関係諸規程においても、都道府県体育協会の表記が「スポーツ協会」に修正されているのか。(鹿野委員)
- ・ 「スポーツ協会」に統一された際に、全ての諸規程の確認・修正を行っていたが、本要綱および施行基準は修正が漏れていた。ついては、他の日本スポーツ少年団関係諸規程においても今一度確認を行い、同様の修正漏れが見受けられた場合には修正を行うことについてご承認いただきたい。(事務局)

<上記を踏まえ本常任委員会にて改定が承認された規程等>

- ・ 日本スポーツ少年団設置規程(※)
- ・ スポーツ少年団登録規程
- ・ 日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会規則(※)
- ・ スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて(※)
- ・ スポーツ少年団登録者再教育プログラム運用規程(※)
- ・ 日本スポーツ少年団顕彰要綱および同施行基準(※)

※本常任委員会開催日である令和 7 年 12 月 4 日を改定施行日とする。

■報告事項

1. 令和 7 年度日本スポーツ少年団常任委員会に関する議事録等について
議長から第 2 回常任委員会、臨時常任委員会、第 1 回常任委員懇談会について、資料のとおり議事録を作成したことを報告。
2. 日本スポーツ少年団諸行事の終了について
令和 7 年 6 月以降に実施した日本スポーツ少年団主催事業について、概要を報告。

<意見・質問等>

- ・ エンジョイ！軟式野球フェスティバルで、今年初めて、アフターマッチファンクションが導入された。残念ながら、現地で視察することはできなかったが、このアフターマッチファンクションを幅広く普

及させ、子どもたちに「勝った」「負けた」ではなく、「同じ野球をする仲間なのだ」と訴えたいと思っている。これからも継続的に実施していきたい。(小山委員)

- ・ 試合後の対戦相手の健闘を称え合うというアフターマッチファンクションを実際に近くで見た。進行役の全日本軟式野球連盟の方もおっしゃっていたが、「●●君の牽制のピッチングがすごかった」と相手チームのメンバーの名前を話したことは初めてであり、試合の前に行われる交流などが意義あるものだと感じすごく感動した。この先、軟式野球以外でも続けていきたい。(益子本部長)

3. 令和7年度のスポーツ少年団登録状況について

単位団数は24,212団(前年度比-3.14%)、団員数は511,248名(前年度比-2.83%)、指導者数は73,251名(前年度比+2.4%)であることを報告。前年度比を都道府県ごとに示した。

また、令和7年度登録団におけるスポーツ団体ガバナンスコード自己説明・公表について、前年度33.6%だったのに対し、今年度の公表率は38.1%であることを報告。

<質問・意見等>

- ・ 宮城県の団員数が増えている点について、宮城県内部でも小学生は減っているが、運動部活動の地域展開を進めている関係で中学生団員が増えているという傾向が見られている。しかしながら、他県ではそういう傾向が見られない。こういう事例を参考に、中学校の部活動の地域展開に関してスポーツ少年団が受け皿となる姿勢を、説明・広報活動をしていくと、登録団員数の増加にもつながるのではないか。(鹿野委員)
- ・ ガバナンスコードおよび団員登録できる年齢が3歳以上であるという、この2つが周知されていないということを各所に講演に行くと肌で感じる。認知度をまず上げないといつまでたっても登録者数は増加しない。今、ドイツは日本と逆で、学校が全日制になり、16時まで学校にいる権利を子どもたちに与えようとしている。真逆の動きではあるが、ドイツの場合は教育界と深く連携している。群馬県の教育委員会で部活動の地域展開に関わっているが、シニア・リーダーズスクールや日独同時交流などスポーツ少年団の強みである事業が、教育委員会関係者にほとんど知られていない。ぜひ、有用な人材育成を行っている青少年団体であり、決してアスリートだけを育てる団体ではないと教育界の関係者にも伝えていただきたい。(小出委員)
- ・ スポーツ少年団の強みであるリーダー育成や国際交流事業について、大会に行くたびに保護者に聞いているが、知らなかったという方が実に多い。どのようにこれを広報していくかが課題と感じており、周知の方法を考えたい。(益子本部長)
- ・ 団員の登録者数については承知した。登録者数だけでなく、できれば登録率を示していただけるとありがたい。(鹿野委員)
- ・ 教育委員会の会議等で部活動の話が出た時に、「スポーツ少年団は中学生以上も登録できる」ことを関係者に伝えた際に驚かれた。やはり広報的な活動をもう少しする必要があったと感じた。また、保護者の方が子どもにスポーツを近所でさせてあげたいと思ったときに、どのように調べたらいいのか分からないとおっしゃることが多い。自身の子の小学校では、すでにデジタル化が進み、学校から保護者宛に一斉送信で情報が配信され、その中でスポーツ少年団の「こういった活動しています。興味ある方は体験からできますよ。」という情報が時々届く。教育委員会の協力があれば、流せる情報はたくさんあると思うので、教育関係機関にアプローチしていくことを期待する。(萩原副本部長)
- ・ 一昨年まで小学校の教員として働いていた。その際、地元のスポーツ協会は、4月か5月に学校

宛にスポーツ少年団を紹介するチラシを発行していた。ただし、学校の教員としては直接スポーツ少年団に関わっていないので、スポーツ協会から教育委員会に来たチラシを配るだけである。過去には、小学校もミニバスケットボール等を放課後にやっていた関係で、学校がスポーツ少年団に登録して大会に出るといったつながりはあったが、平成 10 年頃からは、小学校の放課後の部活動は衰退していったため、現在現場で働く教員でスポーツ少年団との関わりがある人はほとんどない。チラシはただ配るだけで、勧誘や具体的な紹介には全く至っていないというのが実情。地元のスポーツ協会が何らかのアクションを起こしていることは確かだが、教員は配るだけで強く保護者等にアプローチすることは期待できない。(滝沢委員)

- ・ チラシを配布しているのはまだ良い方で、全然何もやっていないところがほとんどである。保護者としてはどこを調べたらいいかわからないということも当然出てくるので、広報普及部会でもぜひスポーツ少年団の広報について取り上げていきたい。(郡山副本部長)
- ・ 自身の子の入学式の際、スポーツ少年団ではないが、放課後に学校で活動している体操クラブの指導者の方がすごく一生懸命アピールしてくださった。そこで、結構な人数が集まっていると聞いて、一度見に行った際に、すごく楽しそうに子どもたちが活動していた。そういったイベントの時に実際に出向いて広報するというのも効果的ではないか。(萩原副本部長)

4. 総合型地域スポーツクラブとの連携体制の構築について

令和 6 年度に設置した地域スポーツ連携促進会議での議論の内容を説明し、フェーズ I の取組の一つとして、令和 8 年度の第 9 回ジュニアスポーツフォーラムを総合型地域スポーツクラブ全国協議会と共催することを報告。

<質問・意見等>

- ・ 宮城県のスポーツ少年団では、今年度の県内の 35 町村のスポーツ少年団およびスポーツ・体育協会、総合型地域スポーツクラブに集まっただき、ヒアリングをした。連携の流れについて説明をしても、具体的なものが見えないという意見が出た。説明するにあたり、具体的にどのような形になるのかをお示しいただければ、我々も説明しやすい。これから会議で判断していくことになるかと思うが、早めに示していただきたい。(鹿野委員)
- ・ 今の具体的な話というのは、やはり連携会議でも出ている。群馬県は来年度から様々な事業を県として全部一緒にやるように方向づけている。本日 Facebook で確認したところ、北海道の登別市も同様の方向性で動いており、それぞれの都道府県、市区町村で動き始めていることが見て取れる。歴史的な背景として、これは突然出た話ではない。平成 9 年(1997 年)から3年間日本体育協会(現日本スポーツ協会)が、スポーツ少年団を核とした総合型地域スポーツクラブ創設に対し助成金を交付しており、NPO 法人新町スポーツクラブもその時に創設したクラブのひとつである。スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブには歴史的な差があるため、うまくいかない部分があるのは事実であり、青少年世代の減少は極めて顕著であり、スポーツ少年団であるか総合型地域スポーツクラブであるかを問わず、いずれもこのままでは成り立たなくなっていくのではないかと感じている。ぜひ両方のいいところをどう満たすかという視点で進められればよいと思うので、ただ具体的な話になると、やっぱり現場の声をしっかりと聞いて確認しなければいけないと思うので、常任委員の皆さんからもご意見、ご協力をいただき連携会議にて検討していきたい。(小出委員)
- ・ 当時、NPO 法人新町スポーツクラブ以外にも、立ち上がった総合型地域スポーツクラブはあるか。(益子本部長)

- ・ 平成 9 年に 3 年間の補助を受けたのは、全国 6 地区で、北海道、埼玉、群馬、三重、高知等である。これらの地区ではスポーツ少年団を核として総合型地域スポーツクラブを創り始めた。当時助成を受けて設立した総合型地域スポーツクラブが現在も残っているのかどうかは確認が取れていないが、少なくとも平成 9 年に「スポーツ少年団を核とした総合型地域スポーツクラブ育成モデル地区」の指定を受けた、新町と北海道士別市の多寄スポーツクラブの 2 つは 25 年間、継続して活動している。(小出委員)
- ・ 当時、補助・助成の支出元は文部省(現文部科学省)と日本体育協会の 2 つがあり、日本体育協会は「スポーツ少年団を核として」、文部省では中学校区に全て総合型地域スポーツクラブを創っていくというような動きがあり、そのときに場所や子どもの取り合いも含めて衝突が起こったという歴史観は持っていたほうがよいと考える。ここ 5 年、10 年でようやく溝が埋まりはじめている。(伊藤委員)
- ・ 説明を加えると、平成 7 年からは文部省が補助金を交付、平成 9 年から日本体育協会が助成金を交付し始めた。その後は、スポーツ振興くじが助成元となり、一年につき 360 万円の助成を最大 3 年間助成を受けることができた。総合型地域スポーツクラブもスポーツ少年団も互いのことを分かっていないため単位団旗にある JSC の単語には「スポーツクラブ」という意味があることも理解していない。現在は少子化の影響もあり、取り合っている状況ではない地域が圧倒的に多いので、「みんな一緒にやりましょう」という雰囲気を作っていくことがすごく大事だと感じている。(小出委員)

5. 登録料の改定について

去る、12 月 1 日までにすべての常任委員に対する個別ヒアリングを終了したことおよび今後の登録料改定に関する検討スケジュールを報告。

なお、今後はヒアリング結果を踏まえて、令和 7 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員懇談会にて示した登録料改定案を修正し、正・副本部長会議で協議を行った後、令和 8 年 1 月に令和 7 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員懇談会を開催し協議する。

<質問・意見等>

- ・ 最終的には令和 9 年度から登録料を上げるという進め方であるように伺える。そうすると、来年 5 月 30 日に開催予定の委員総会で決めないと間に合わないということだと思うが、そのスケジュールで合っているか。(生島委員)
- ・ そのとおり。(事務局)
- ・ 常任委員会で登録料の改定案を決議した後、委員総会では報告事項として取り扱われるのか。(池畑委員)
- ・ 登録料改定は重要案件であるため、委員総会に付議する必要がある。(事務局)

6. JSPO 中期計画 進捗確認シートへのフィードバックについて

令和 6 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会にて協議した日本スポーツ少年団の成果目標レポートに対する中期計画部会からのフィードバックについて資料に基づき報告。

7. 文部科学大臣表彰(生涯スポーツ功労者)について

当協会から文部科学省に推薦したスポーツ少年団登録者 10 名全員が被表彰者として決定がなされ、去る令和 7 年 10 月 16 日に表彰式が開催されたことを報告。

8. 専門部会およびプロジェクト等の報告について

各専門部会、ワーキンググループの協議概要を以下のとおり報告。

<指導育成部会>

第2回(令和7年11月28日)

- (1) 令和8年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会について
- (2) 令和7年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会および再委嘱研修会修了者の決定について
- (3) 令和8年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成事業について
- (4) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会における参加条件の追加について
- (5) 第9回ジュニアスポーツフォーラム(令和8年度開催)について
- (6) 少年団登録システム大規模改修に伴う指導者要件等の検討について

<広報普及部会>

第2回(令和7年12月2日)

- (1) スポーツ少年団事業概要動画[国内交流編]について
- (2) スポーツ少年団の今後のSNS投稿について
- (3) 令和9年度以降の認定物品の取扱いおよび認定後の権利について

<活動開発部会>

第2回(令和7年11月25日)

- (1) エンジョイ! 剣道フェスティバルにおける指導者の帯同について
- (2) 学童部(小学生)の「投球数制限」改定に伴う令和8年度以降のエンジョイ! 軟式野球フェスティバルにおけるルールの適用について
- (3) 日独スポーツ少年団同時交流
 - 1) [2026・2027年]第53・54回の共通テーマについて
 - 2) 日本団派遣における参加対象者の拡大について
 - 3) [2026年]第53回(派遣・受入)の実施概要について

<スポーツ少年団登録システム検討ワーキンググループ>

第1回(令和7年10月10日)

- (1) クラブマイページ(仮称)の単位団向けテスト実施について
- (2) スポーツ少年団登録システム大規模改修の進捗説明および規程の検討について

<日本スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ>

第2回(令和7年10月21日)

- (1) 令和7年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールの振り返りについて
- (2) 令和8年度以上の日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールの実施について
- (3) 令和7年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

<エンジョイ！スポーツフェスティバル検討プロジェクト>

第1回(令和7年7月23日)

- (1) エンジョイ！軟式野球フェスティバル 2025 におけるレギュレーション導入の効果検証について
- (2) エンジョイ！軟式野球フェスティバルの開催時期および日程の変更について
- (3) 「ジュニア・ユース大会レギュレーション」の普及・啓発資料(指導者・保護者向け)作成について

第2回(令和7年11月11日)

- (1) エンジョイ！バレーボールフェスティバル 2025 について
- (2) エンジョイ！剣道フェスティバルについて
- (3) 「ジュニア・ユース大会レギュレーション」の普及・啓発資料(指導者・保護者向け)作成について

9. ブロック報告について

<質問・報告>

- ・ 先日開催した近畿ブロックスポーツ少年団指導者研究協議会の内容を報告する。一点目は、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団との連携ということについて。対立している状況が続いている中で子どもたちを意識した連携活動を構築していくことが求められる。二点目は、登録料の改定について。従来から出ているように、単位団および市町村に理解を得られるような説明材料が欲しい。一気に300円から900円値上がりするとすると、3倍というところばかりが目がいき、実際にそれが高いのか、低いのか。部活動の地域展開に向けて登録を進めている中で、基礎額を月3万に設定しているところから見れば、それなりの個人負担となるべきで、今時、年間900円という登録料が本当に高いのか。もちろん、いろんな事業への参加料というものも徴取しているため、それに見合うスポーツ少年団活動をこれから続けなければいけないと考えている。三点目、部活動の地域展開について。単位団そのものが、実施主体として協力できることがあったとしても、運営主体にはなることはなかなか難しいというのが実情である。文化として育ててきた部活動をどのように理解すればいいのか、これを本当に地域展開する覚悟は国として本当にあるのかははっきりとさせてほしい。京都府内でも様子見のところが多くあり、子どもたち自身が迷っている。これをスポーツ少年団としてどう受け止めるか、子どもたちのスポーツ活動をどう担保していくか、どういう体制をどう作り直していくかという意見があがった。最後に、12月25日から28日まで、エンジョイ！バレーボールフェスティバル2025を京都府で開催するので、ぜひお越しいただきたい。(山本委員)
- ・ 中国ブロックの中で、スポーツ少年団の名称変更を考える意見が上がっている。以前の委員総会の時も発言した記憶があるが「スポーツ少年団」というとどうしても小学生年代のイメージが強い。中学生や高校生も当然団員として登録が可能であり、今後増員も行っていきたいという意見もある。スポーツ少年団の名称をより幅広い解釈で捉えることができる名称に変更してはどうか。今後、日本スポーツ少年団において名称変更の検討はされるのか。考えがあれば伺いたい。(大森委員)
- ・ アクションプラン2023-2027の中で、少年団の名称改定についても検討事案として記載している。当初は、2023年の段階で案をご提示するというスケジュールであったが、現在、この具体案は、持ち合わせていない。引き続き、ご提示できるよう取り進めたい。(事務局)
- ・ 今後、ジュニア・ユース世代のクラブ化というのが想定されている中で、登録の方法や登録料がさ

らに変更になることはあるのか。登録のシステム等は、一旦早く作るべきだと思うが、一方で、作ってシステム化にお金を投入して、さらにまた 2 年、3 年後に登録制度の統合となると登録システムの変更さらに資金の投入が必要になる。現在構築を進めているシステム改修ではそのあたりを踏まえたスケジュールになっているのか。基本的な部分は賛成しているので、有効的な進め方を検討していただきたい。(安田委員)

- ・ 総合型地域スポーツクラブ等々の連携というところを見据え、システム構築の検討は重ねている。しかしながら、現状はまだ制度が一本化していないため、何かしらの改修は生じる想定である。現行は今の制度に則り管理できるものとしつつ、今後の制度改定に伴う改修が、極力少なくなるよう、バランスを取りながら検討していく。(事務局)
- ・ 令和 7 年度の関東ブロックスポーツ少年団指導者研究協議会が、11 月 1 日、2 日に高崎市で開催された。伊藤委員に講師を依頼し、「スポーツ少年団を取り巻く環境と進むべき方向性を考える」というテーマで基調講演を行っていただいた。その後の情報交換会も盛り上がり、非常に充実した会となった。伊藤委員に感謝したい。(松井委員)
- ・ 第 2 回日本スポーツ少年団常任委員懇談会の開催が 12 月下旬から 1 月と明記してあるが、今月の下旬あたりの開催はどうか。(大森委員)
- ・ 正副本部長会議が 12 月中旬となるため、1 月の開催として調整させていただきたい。(事務局)

10. その他

令和 8 年度日本スポーツ少年団会議の開催日程

令和 8 年度の日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会の会議日程を報告。

<質問・意見等>

- ・ 例年、常任委員会の翌日に委員総会を開催していたが変更されたということか。(生島委員)
- ・ そのとおり。理由としては、常任委員会の決議事項を委員総会に付議する議案もあり、常任委員会での協議事項を承認ありきにせず丁寧に議論すること、常任委員会での協議次第では内容に変更等が生じる場合があること、公益財団法人である JSPO は一般法人法に則り評議員会は理事会と 2 週間以上間隔をあけて開催しており、ガバナンスの観点から常任委員会と総会も同様の形態にする必要があると考えたため。(事務局)

以上、15 時 30 分閉会。